

農業人材投資事業（準備型・経営開始型）

1 目的と事業内容

国の農業次世代人材投資資金の対象外となる就農時 50 歳以上で島根県内にて独立・自営就農（経営継承を含む。）を目指す者に対して、研修段階及び経営が不安定な就農初期段階を支援するための資金を交付。

2 要件等

（1）準備型

- 交付額：UI ターン者 12 万円/月（最大 144 万円/年）
県内者 6 万円/月（最大 72 万円/年）

- 交付期間：1 年間
- 交付対象者の要件：

基本的に農業次世代人材投資資金と同じ

- ・前年の世帯所得が 600 万円以下であること
- ・雇用就農を目指す方は対象外
- ・UI ターン者

県外から UI ターンをしようとする者、又は UI ターンして、就業及び就農が定着していない段階の方

※既に UI ターンしている方については、原則として、住民票を移動して概ね 1 年以内。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間、地域おこし協力隊員として地方自治体から委嘱され、地域協力活動に従事した期間は除く

- ・就農後 1 年以内に認定新規就農者等の認定を受けること
- ・独立自営就農を 2 年間行うこと
- ・研修期間が原則 6 ヶ月（最長 1 年間）かつ概ね 600 時間以上
- ・就農開始後県内に 5 年間居住すること

（2）経営開始型

- 対象：50 歳以上 65 歳未満の認定新規就農者
- 助成額：72 万円/年 ※夫婦型 72 万×1.5
(1 年目は前年世帯所得が 600 万円以下、2 年目は前年所得 250 万円未満であること)
- 助成期間：2 年間

基本的に農業次世代人材投資資金と同じです。

- ・交付期間と同期間営農を継続すること。
- ・県版 GAP に取り組むこと